

西夏の「軍 gja¹」に関する一試論
—西夏語文献『天盛禁令』巻4の条文に基づいて—

“Gja¹軍” in the Social-military System of the Tangut Empire
—A Critical Analysis of the *Tian Sheng Code* Vol.4—

小野裕子
ONO, Hiroko

岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要
第55号 2023年3月 抜刷
Journal of Humanities and Social Sciences
Okayama University Vol.55 2023

西夏の「軍 gja¹」に関する一試論

—西夏語文献『天盛禁令』巻4の条文に基づいて—

小野裕子*

1. はじめに

本稿では、西夏語文献『天盛旧改新定禁令』巻4（以降『天盛』と称す）の解説内容に基づき^①、西夏（1038～1227）の辺境防衛職の職務内容、及び西夏における身分の1つである「羈軍 gja¹^②」について論じる。

西夏はチベット系タングート（党項）族を支配層とし、興慶府（後に中興府と改称、現在の寧夏回族自治区銀川市）を首都として、東は遼（契丹）王朝・金（女真）王朝・北宋王朝、西は西ウイグルやカラ・キタイ（西遼）と境域を接しつつ、モンゴルのチンギス・カンによって滅亡させられるまで約200年に渡り、独立を保った。その歴史研究は長らく漢籍にのみ依拠する状況が続いていたが、1908年にロシアのコズロフ探検隊が黒水城（カラ・ホト Khara-khoto、現在の内蒙古自治区額濟納旗）で発掘した一群の西夏語文献により、西夏人自身が記した内容を考究することが可能となった。西夏語の記述に使用された西夏文字は、西田龍雄によって解読されて以来、言語学的な研究が進められ、今日に至っている^③。

西夏の支配体制や社会構造と特に密接な関係を持つのが、軍事体制である。なぜならば、【史料1】の記述によって、西夏では一種の国民皆兵制が採用されていたとの認識が一般的であるからである。

【史料1：『宋史』巻486外国二夏國伝下】

* 岡山大学大学院社会文化科学研究科博士後期課程

① 本論文では、行論上必要な西夏文字を初出のみ、市販ソフト『今昔文字鏡』の西夏文字フォント字形を使って提示する。提示した西夏文字には、西夏研究者に一般的に使用されている『夏漢字典』番号を付した。また西夏語の再構成音は龔煌城による『夏漢字典』の西夏語音転写法〔『夏漢』：pp.19-21. 凡例〕に基づき表記した。肩文字の1、2はそれぞれ「平声」「上声」の声調を表わす。なお、本文内で、西夏語である語を用いる際には「漢語・漢字による字義と、再構成音」の組み合わせで示す。

② 『夏漢』No.1531。西夏時代の韻書『文海』残存部（平声韻字）の形音義の解説〔史・白・黄1983: 184〕〔『夏漢』：256〕〔『韓詞典』7巻p.503〕に基づき、当時の分析と解釈を示す。ただし『文海』の字形説明は簡易的なもので不明なものも多く、説明として納得できないものがある場合もある。字の形は、上半分がNo.1535羈「聚集」を冠とし、No.2539羈「畏れる」全体を下半分として組み合わせている。発音は、反切に基づき、声母 g と韻母 ja¹を組み合わせ、gja¹と再構成される。字義は「(当該字)は軍兵である、人聚集し馬集まり、甲を着け兵器を執って敵の寇すると戦う者である。」と説明される。本稿では、漢字・漢語「軍」と再構成音 gja¹の組み合わせで示す。

③ 西田龍雄の代表的な研究書として〔西田1966〕〔西田2012〕等を挙げておく。西夏語の文法書として〔荒川2014〕がある。西夏語文献発見の経緯や、日本における西夏語解読の足跡は〔武・荒川2011: 序12-14〕に詳しい。

其の民一家を一帳と號し、男年十五に登りて丁と爲り、率ね二丁ごとに正軍一人を取る。負擔一人毎に一抄を爲す。負擔は軍に隨ふ雜役なり。四丁を兩抄と爲し、餘は空丁と號す。正軍に隸するを願ふ者は、他丁を射めて負擔と爲すを得、無ければ則ち正軍の疲弱者を射めて之と爲すことを許す^④。

【史料1】に基づけば、西夏では15歳以上の成年男性は全て、正規兵「正軍」もしくは後方支援を担う「輔主あるいは負擔」として軍事上の最小単位「軍抄」を構成して軍事制度に編入され、非常時の戦闘員として把握されたことになる。つまり軍事制度は、支配体制の一環として西夏人男性が必ず関わらねばならない社会の一制度として存在していたのであり、西夏社会を考える上での重要性は高い。

西夏語研究の進展により、西夏語文献の解読を通じ、西夏の軍事制度及び支配体制の研究が行われ、軍事を担当する官司枢密院・監軍司^⑤の役割をはじめ、多くの点が明らかとなってきた。主な先行研究として、宋王朝の将兵法と比較した [陳1995]、西夏の社会を総合的に論じる中で軍抄と軍溜^⑥の特質を述べた [史2007]、成年男性を登録した軍籍を解読し、そこに掲載される物品に注目した [史2021] 等が挙げられる。[小野2008] [小野2010] では、戦闘時の軍職体制を明らかにした。また前述の「軍抄」は、軍籍に搭載される身分でもあり、西夏軍の中・小規模の部隊を構成する人員の基本単位ともなっている。[佐藤2009] では彼ら軍抄を率いる軍首領の役割や、平時における地縁集団の長としての性質を明らかにし、[大西2016] は、「部族単位で軍編成が行われてはいても、その部族内部から軍職体制への影響力は限定的であった」ことを指摘した。

これらの先行研究により、軍籍登録の実態や、漢籍だけでは不明であった部隊構成、或いは部族集団の影響力の範囲が明らかになり、西夏研究は一定の進展を見た。一方、国家同士の外交関係と相互に関係を持つと考えられる国境地帯の防衛制度に関する詳細、軍事制度を構成する個々の要素の相互関係や、社会構造との連関については、なお議論の余地がある。平常時の社会構造が非常時（戦闘時）における軍事的役割にどのように転化されるのかという点は、特に重要な問題である。なぜならば、全成年男性の軍籍登録という前提を持つ西夏の社会では、1人の成年男性が、軍事制度内での身分と、各自が生業を持つ生活者としての立場の両方を保有して存在していたはずだからである。これらの問題に取り組むプロセスとして、西夏人が軍事制度の中でどのような身分を持っていたのかは重要な課題であると言える。

^④ 其民一家號一帳，男年登十五爲丁，率二丁取正軍一人。每負擔一人爲一抄。負擔者，隨軍雜役也。四丁爲兩抄，餘號空丁。願隸正軍者，得射他丁爲負擔，無則許射正軍之疲弱者爲之。

^⑤ 監軍司は西夏政府の設置した軍事・行政を担当する地方官司である。所在地を考察した先行研究は複数あるが、ここでは研究の現状と問題点を述べた [張2015] を挙げておく。

^⑥ 軍溜は大首領が率い、1溜に1000人が属した部隊単位である [史2007: 322-329]。

本稿は、この課題に取り組むための第一段階であり、先行研究で明らかにされている軍事上の職や制度を相互に結びつけ、西夏の軍事制度を総合的に具体化していく過程の1つとなるものである。そこで本稿では、①国境地帯の防衛職を整理する、②西夏人が持つ「軍gja¹」という身分が指す具体的内容を明らかにすることを旨とする。そのために、国境地帯の防衛に関する条文がまとめられた西夏語文献『天盛』巻4の内容を分析する。具体的には、条文構造に基づいて当該巻の解説内容を整理した上で、西夏人の持つ3つの身分について考察する。

本稿の構成は、以下の通りである。第1章で、先行研究と問題点の所在を示した上で、第2章で、条文内容の構成を分類した表を提示し、辺防職を職務内容によって整理する。続いて第3章では、西夏人が保有する3つの身分を確認し、特に軍gja¹とは何か、具体的に何を指すのかを明らかにし、まとめと今後の課題を示す。

2. 辺防職の職務内容の整理

2. 1 『天盛』巻4の内容

前述のように、軍事制度は西夏社会の実態を考究する上で、欠かせぬ一要素である。本稿では、軍事体制の中でも、特に辺防制度に関わる人々に焦点を当てる。なぜならば、辺防の担い手であった人々は、当時の西夏軍制における最大数かつ最底辺の人々であり、被支配層を含む西夏人の実態の把握が可能と考えられるからである。この重要性を踏まえ、[小野2021]では、辺防制度を構成する一つであり、国境地帯の警備や不法侵入者の追撃を行う巡検体制とその周辺体制を復元し、西夏の巡検体制は地縁関係が薄くかつ巡検を担当する人員は巡検職そのものを生業としていた可能性を指摘した。今回は、考察の対象を国境地帯に配置された拠点の責任者等にも広げ、まず彼らの職務を整理する。

西夏語文献『天盛』は、西夏第5代皇帝仁宗の天盛年間(1149~1169)に成立した綜合法典である。コズロフ探検隊が発掘した一群の西夏語文書に含まれる。西夏語で記述され、「頒律表」「名略」(総目録)及び条文本文で構成される。凡そ20巻あり、今日の軍事法・経済法・行政法などに当たる法令が、巻毎に分類されている。巻の中では、内容によって「門」というまとまりがたてられている。条文は1400条余りと推定されるが、欠損している部分もある(巻17など)^⑦。西夏政府がどのように国内の軍事・行政機構を構成し、西夏人を統制しようとしていたかを明らかにするために欠かせない重要史料であると言える。

このうち、『天盛』巻4は、「大城守放門」「辺地巡検門」「敵軍走門」など、辺防に関する違反行

^⑦ 『天盛』の概要については、[王主編1998: 10-28]、[佐藤2003: 199-202]、[島田2003: 7-20]などを参照。なお、「本法典は律と令との区別が明確になされておらず」、またそもそも漢語「禁令」に当たる西夏文字2字が本法典の最後の2字に使用されているという[佐藤2003: 199]の指摘に依拠し、本稿では「禁令」と称する。

為とその罰則についての条文で構成されている^⑧。それらの条文は、おおよそ次のような2つの構成パターンがある。

【構成例1】

A という職である人物 が B ○○した場合、△△した場合、D 処罰内容 で判決せよ。

【構成例2】

A という職である人物 が B ○○した場合、△△した場合、C という身分にある者 に対して D 処罰内容 で判決せよ。

【構成例1・2】に基づき、条文内容が確定できた文を、

A 行為者（職名）

B 処罰の対象となる行為

C 処罰対象の根拠となる身分

D 処罰内容

に分類した。この分類に基づいたものが、表「『天盛旧改新定禁令』巻4 官・職・軍分析資料」である^⑨。なお、AとCでは、連続して出現する名称は1つに分類できるものと見なした^⑩。

2. 2 辺防職の職務内容と整理

表「『天盛旧改新定禁令』巻4 官・職・軍分析資料」の分類の内、A行為者（職名）とB処罰の対象となる行為をつきあわせることによって、辺防職の具体的職務内容を確定することができる。Bの処罰対象行為は、裏返せば職務として実行せねばならない内容となるからである。職名については、以下の(1)～(7)に分類する。

(1) 統正副（正統・副行統）

統正副は敵の追撃（表中用例84）や国境地帯の人の管理（用例83）、敵の侵入後の視察（用例98・99）に加え、馬（軍用であろう）の管理（用例16・17）等を職務としている。特に正統は「指揮をする」（用例41・84）という表現が特に付せられていることから、越境して侵入してくる敵を防ぐ責任を負う立場であったことになる。もっとも、統正副は、派遣地を一時的に離れる場合もあ

^⑧ 以降、『天盛』の解説内容を提示する際には、巻内でのまとまりを示す「門」名と「門」中の何番目にあたる条文であるかを記載した。次に、ロシア連邦サンクトペテルブルグ市に設置されている東方文献研究所の整理番号（言語・文書まとまり別）と、整理番号内で第何葉に該当するかを示した。なお、国内外情勢によって東方文献研究所での実見調査は現在実施することが不可能であるため、整理番号は「東洋文庫収集サンクトペテルブルグ所蔵敦煌等文献マイクロフィルム目録②西夏語部分」によって確認される旧整理番号である。

^⑨ なお、表中に空欄がある場合、条文の内容上分類や内容比定が難しい場合である点をおことわりしておく。

^⑩ [大西2016: 10]を参照するに、名称が連続して出現したり罰則の程度が同じであったりするものは、ひとまとまりと判断してよいかと思われる。ただし、表に挙げたもの以外にも名称がいくつか出現しているが、散発的に出現していて、特徴を明確にできないものや、官の品階の名称であろうと考えられるものについては言及しない。

る^①。

表「天盛旧改新定禁令」巻4 官・職・軍分析資料						
用例番号	史料出典箇所	A行為者	C処罰対象の根拠となる立場	B処罰の対象となる行為	D処罰内容	備考
1	棄守門第6条	辺防使、曠野堡頭監、城堡頭監、城将、佐将	辺防使、曠野堡頭監、城堡頭監、城将、佐将	管理する軍兵・妻婦等が実際に(堡壘に)住まず、どこにいるか知っていて賄賂を取った	100人以上で2年の徒刑、軍は失わない	州が判決。人数毎に徒刑の規定有り。
2	棄守門第6条	辺防使、曠野堡頭監、城堡頭監、城将、佐将	辺防使、曠野堡頭監、城堡頭監、城将、佐将	管理する軍兵・妻婦等が実際に(堡壘に)住まず、どこにいるか知っていたが賄賂は取っていない	100人以上で1年の徒刑、軍は失わない	州が判決。人数毎に徒刑の規定有り。
3	棄守門第6条	辺防使、曠野堡頭監、城堡頭監、城将、佐将	官を有する者	管理する軍兵・妻婦等が実際に(堡壘に)住まず、どこにいるか知っていたが賄賂は判らない	罰馬1	州が判決。30人以上の場合。30人以下は無罪。
4	棄守門第6条	辺防使、曠野堡頭監、城堡頭監、城将、佐将	兵人(=官を有しない者)	管理する軍兵・妻婦等が実際に(堡壘に)住まず、どこにいるか知っていたが賄賂は判らない	13杖	州が判決。30人以上の場合。30人以下は無罪。
5	棄守門第7条	曠野の堡壘・城堡を司る者、軍佐将	首領大小、房将、尾迫	自ら謀って曠野・城堡の軍佐将として(堡壘に) 違わされたのに往かない	日数に応じて杖刑または徒刑、軍は失わない	
6	棄守門第7条	曠野の堡壘・城堡を司る者、軍佐将	官を有する者	自ら謀って曠野・城堡の軍佐将として(堡壘に) 違わされたのに往かない	官を除く	徒刑期間終了後の措置。
7	棄守門第8条	曠野堡壘・城堡を守る(者)?	曠野堡壘・城堡を守る(者)?	部下の軍兵・妻婦が?した	30人以上で2年の徒刑、軍は失わない	州が判決。人数毎に徒刑の規定有り。
8	棄守門第9条	曠野堡壘・城堡を主る者、軍佐将、頭監、軍兵、妻婦	正軍、輔主	賄賂を受け取って、実際に堡壘以外に住むことを認めた	10杖	赴任者と賄賂を受けた者は同罪。賄賂罪と比較し判決。
9	棄守門第10条	正軍・輔主・妻婦	正軍・輔主・妻婦	辺防使・曠野堡頭監・城主・城巡検・軍首領に賄賂を贈る、自ら謀って行かない	1ヵ月以上で6ヵ月の徒刑	日数毎に徒刑の規定有り。
10	棄守門第10条	妻婦	妻婦	正軍は堡壘にいるのに、違わされない	?杖の杖刑	
11	棄守門第10条	労役を管理する者	労役を管理する者	属する男・妻婦を違わさない	10杖の杖刑	妻婦は苦役に充たさせない。
12	棄守門第11条	軍首領を補助する全ての曠野堡?	首領大小、房将、尾迫?	軍首領を補助する全ての曠野の堡壘に□を派遣するにあたり、(何らかの日数が守られない)	1ヵ月以内なら軍は失わない、1ヵ月以上で軍を失う	日数毎に徒刑の規定有り
13	棄守門第11条	軍首領を補助する全ての曠野堡?	部下の正軍、輔主、妻婦	軍首領を補助する全ての曠野の堡壘に□を派遣するにあたり、(何らかの日数が守られない)	13杖の杖刑、輔主妻婦はとがめない	
14	棄守門第12条	換職・勝手に住所を変更した者・首謀者	首謀者、辺防使、曠野堡頭監、佐将正副	地辺の曠野の堡壘で住所を変える、換職する	職・軍を失い、12年の徒刑	一律に適用
15	棄守門第12条	換職・勝手に住所を変更した者・首謀者	正首領、房将、尾迫	地辺の曠野の堡壘で住所を変える、換職する	首領は4年の徒刑、房将・尾迫は2年の徒刑、軍は失わない	首領・房将・尾迫は辺防使・曠野堡頭監・佐正副より下
16	棄守門第13条	副行統	副行統	軍馬を連れ辺上におり、(任務が) 期日内に終わらない、期日外だが敵に動きがあるのに管理する論節を探さない、自分が軍を棄に違わし軍馬の守護をいいかげんにする	曠野堡頭監・城将が軍佐を違わした場合と等しい	
17	棄守門第14条	正統	正統	国境地帯の軍寨におり、論節がないのに軍寨に人を違わす、率いる軍馬の管理をいいかげんにする	停滞の有無、話の軽重、時節を量り、罰則の適用を行う	
18	大城守放門第1条	城将・城巡検・通判で首謀者	官を有する者、有しない者	大城を守るのに、城将・城巡検・通判が城を放棄した	斬刑	
19	大城守放門第1条	城内にいる軍佐将	官を有しない者	大城を守るのに、城将・城巡検・通判が城を放棄した	斬刑	
20	大城守放門第1条	城内にいる軍佐将	官を有する者	大城を守るのに、城将・城巡検・通判が城を放棄した	官・職・軍を全て失い、12年の徒刑	
21	大城守放門第1条	正首領、権檢校	正首領、権檢校	大城を守るのに、城将・城巡検・通判が城を放棄した	職・軍を全て失い、6年の徒刑	
22	大城守放門第1条	小首領、房将、尾迫	小首領、房将、尾迫	大城を守るのに、城将・城巡検・通判が城を放棄した	職を失い、2年の徒刑	
23	大城守放門第1条	小首領、房将、尾迫	小首領、房将、尾迫で官を有する者	大城を守るのに、城将・城巡検・通判が城を放棄した	官を下げ、官品を対応させる	
24	大城守放門第1条	正軍・輔主・妻婦	正軍・輔主・妻婦	大城を守るのに、城将・城巡検・通判が城を放棄した	13杖の杖刑、輔主妻婦はとがめない	
25	大城守放門第2条	副行統	副行統	馬の守護をいいかげんにし、大小の城を全て放棄した場合、部下の都察・案頭が報告せず、大人が受けたことを聞いていない	罪をとがめない	頭がまだ挙げていないなら2年の徒刑

^① 「もし統正副が京師に帰り、辺事・軍馬の責任が監軍司にある(場合)」(『天盛』巻4「辺地巡検門」第27条)という条文から判明する。

26	大城守放門第3条	大城を守る者=城将・城巡検・通判	大城を守る者=城将・城巡検・通判 (で官を有する者)	正軍・輔主・妻婦の数が定めの数に足りない、賄賂がない	9割以上ない場合一律に軍を失い、2年の徒刑	割合によって徒刑の規定有り
27	大城守放門第3条	大城を守る者=城将・城巡検・通判	大城を守る者=城将・城巡検・通判 (で官を有しない者)	正軍・輔主・妻婦の数が定めの数に足りない、賄賂がない	9割以上ない場合一律に3年の徒刑	割合によって徒刑の規定有り
28	大城守放門第4条	大城を守る者=城将・城巡検・通判	大城を守る者=城将・城巡検・通判	管理する軍兵・妻婦が実際に住んでいないことを知っており、賄賂を取っていた	100人以上で2年の徒刑、軍は失わない	棄守門第6条に準じる
29	大城守放門第5条	大城内の城将・城巡検・通判・辺防使・曠野堡頭監	大城内の城将・城巡検・通判・辺防使・曠野堡頭監	管理する佐将正副・大小軍首領をでために派遣し、賄賂を取る	4人以上で職を失う、10人以上でも軍は失わない	人数毎に徒刑の規定有り、点集しない罪と比較する
30	大城守放門第6条	大城に属する軍佐将正副	大城に属する軍佐将正副	管理する軍首領をでために派遣し、賄賂を取る	4人以上で職を失う、10人以上でも軍は失わない	大城守放門第5条に準じる
31	大城守放門第7条	大小の城・曠野の堡・軍寨を守る者	大小の城・曠野の堡・軍寨を守る者	点集を行わない	先に定めた法により罪を受ける	
32	辺地巡検門第1条	あらゆる巡検隊、守る者	兵人で官を有する者	担当区域に住む者が勝手に居住地を変えたり、替え玉をする、敵が侵入するが物をとられていない	官を有する者は職・軍を失う	
33	辺地巡検門第1条	あらゆる巡検隊、守る者	兵人で官を有しない者	担当区域に住む者が勝手に居住地を変えたり、替え玉をする、敵が侵入するが物をとられていない	官を有しない者は労役、職を失う	
34	辺地巡検門第1条	あらゆる巡検隊、守る者	哨頭監	敵の侵入を許した (物は取られていない)	最高は、1000人以上の侵入で絞殺	人数毎に徒刑の規定有り
35	辺地巡検門第1条	あらゆる巡検隊、守る者	哨兵	敵の侵入を許した (物は取られていない)	最高は、1000人以上の侵入で10年の徒刑	人数毎に徒刑の規定有り
36	辺地巡検門第2条	哨頭監	哨頭監	敵の侵入を許し、監視の目が欠け、家畜・人・財物を取られた	最高は、5000緡以上の被害で絞殺	被害額による徒刑の規定有り
37	辺地巡検門第2条	哨兵	哨兵	敵の侵入を許し、監視の目が欠け、家畜・人・財物を取られた	最高は、5000緡以上の被害で12年の徒刑	被害額による徒刑の規定有り
38	辺地巡検門第2条	佐将・盈能	佐将・盈能	敵の侵入を許し、監視の目が欠け、家畜・人・財物を取られた	(哨頭監より) 罪のランクを2つ下げる	
39	辺地巡検門第2条	辺防使	辺防使	敵の侵入を許し、監視の目が欠け、家畜・人・財物を取られた	(哨頭監より) 罪のランクを3つ下げる	
40	辺地巡検門第2条	副行統	副行統	敵の侵入を許し、監視の目が欠け、家畜・人・財物を取られた	(哨頭監より) 罪のランクを4つ下げる	
41	辺地巡検門第2条	正統	正統	敵の侵入を許し、監視の目が欠け、家畜・人・財物を取られたのに、校校を指揮する追撃が遅れた	(副行統から) 更に1品下げる	遠くにいて追撃できなかった場合、指揮する校校が打刑
42	辺地巡検門第3条	あらゆる巡検隊	哨頭監・哨兵	西夏領内の人が住所を変えたことを見落とした、敵の領内に行った	第2条より2品落とした罪を適用 (=最高で6年の徒刑)	
43	辺地巡検門第3条	管理する軍佐将・盈能・辺防使・統正副	管理する軍佐将・盈能・辺防使・統正副	西夏領内の人が住所を変えたことを見落とした、敵の領内に行った	第2条より1品ずつ落とした罪を適用	
44	辺地巡検門第3条	大人	大人	西夏領内の人が住所を変えたことを見落とした、敵の領内に行ったことに関して□しない	職・位を□する	罪は厳しくなる。時節により後から指示が行われる。
45	辺地巡検門第4条	哨頭監	哨頭監	自分の代わりに哨兵を行かせた、期日に領内に管理する要所にいらない	停滞が生じない場合より罪を1段階上げる	賄賂罪との比較有り。
46	辺地巡検門第5条	哨頭監・哨兵	哨頭監・哨兵	巡検に往かず監視の目が欠け、国境線を超える者がいたり (領内に) 留まったりした	哨頭監は6カ月、哨兵は3カ月の徒刑	
47	辺地巡検門第6条	哨頭監・哨兵	哨頭監・哨兵	巡検に往かず、停滞が生じた (字の欠損により判る部分のみ)	哨頭監は2年、哨兵は6カ月の徒刑	
48	辺地巡検門第8条	哨兵	哨兵	哨頭監に賄賂を渡して、或いは自らの意思で、巡検に行かない	1年の徒刑	何かが領内に留まった場合賄賂罪が適用される
49	辺地巡検門第9条	哨頭監	哨頭監	管理する哨兵が来ない、領外への逃散を許す、領内に留まる者がいる	賄賂罪を適用	賄賂を受領していない場合6カ月の徒刑
50	辺地巡検門第11条	哨兵	哨兵	期日までに次の任地へ移動しない	状況による	旧任地に留まった者と新しく来た者とは適用される品が異なる
51	辺地巡検門第11条	哨兵	哨兵	首領から徴税に違わされたのに告知を到達させられなかった	とがめない	
52	辺地巡検門第12条	哨頭監	官を有する者	巡検に行ったのに報告しない、検助計者に仕事をさせないが、停滞が生じてない	罰馬1	
53	辺地巡検門第12条	哨頭監	兵人	巡検に行ったのに報告しない、検助計者に仕事をさせないが、停滞が生じてない	13杖の杖刑	
54	辺地巡検門第12条	哨頭監	哨頭監	逃亡者が敵軍に寝返って領内に侵入してきて、停滞を生じた	2年の徒刑	本来死刑であるところを減刑する。罪にはいくつかの等級がある。
55	辺地巡検門第12条	検助計者	検助計者	逃亡者が敵軍に寝返って領内に侵入してきて、停滞を生じた	2年の徒刑	本来死刑であるところを減刑する。罪にはいくつかの等級がある。
56	辺地巡検門第12条	哨兵	哨兵	検助計者の所に違わされたのに会えなかった、場所に到達できなかった	法により判断	哨頭監はとがめない

57	辺地巡検門第13条	哨頭監	哨頭監	担当区域に敵軍が侵入し、土地の堂屋に侵入を許した	監視の目が欠けていた時より罪を1段階下げる	
58	辺地巡検門第13条	検助計者	検助計者	哨兵からの報告を軍佐将に告げない、敵軍の侵入を報告しない	監視の目が欠けていた時より罪を1段階下げる	
59	辺地巡検門第13条	告げる者	告げる者	報告任務を与えられたのに、報告に行かない	哨頭監の監視の目が欠けた時と同等	
60	辺地巡検門第14条	哨頭監・兵人	哨頭監・兵人	哨兵が敵軍に投降したり異なる場所へ移動した事を報告する者を違わさない	13杖の杖刑	
61	辺地巡検門第14条	哨兵	哨兵	哨兵が敵軍に投降したり異なる場所へ移動した事を報告する者を違わさない	とがめない	
62	辺地巡検門第14条	告げる者	告げる者	哨兵が敵軍に投降したり異なる場所へ移動した事を報告する任務を与えられたのに、報告に行かない	13杖の杖刑	先の法を適用
63	辺地巡検門第15条	哨頭監	哨頭監	西夏領に流入することを検助計者が告げていたのに、対処報告しない	6カ月の徒刑	
64	辺地巡検門第15条	哨兵	哨兵	西夏領に流入することを検助計者が告げていたのに、対処報告しない	3カ月の徒刑	
65	辺地巡検門第16条	各要所主	各要所主	敵軍が侵入して帰っていったが別の要所に侵入したことを知らない	同条件の罪を1段階下げる	
66	辺地巡検門第20条	哨兵	哨頭監	敵軍が侵入して帰っていったのを追撃したが阻止できなかった	3カ月の徒刑	
67	辺地巡検門第20条	哨兵	哨兵	敵軍が侵入して帰っていったのを追撃したが阻止できなかった	10杖の杖刑	
68	辺地巡検門第21条第1項	哨兵	哨頭監	出生地に派遣されるように賄賂を贈った、自ら謀って巡検に行かない、情報を送ったのどこにも報告しない	監視の目が欠けた時と同等	停滞が生じていない場合は枉法罪と比較
69	辺地巡検門第21条第2項	話を流す所の者、夜禁頭監	話を流す所の者、夜禁頭監	自ら謀って地図を渡したのに哨兵を増員できない、敵の侵入を許す	1000人以上で6年の徒刑	人数毎に徒刑の規定有り
70	辺地巡検門第21条第3項	哨兵	哨兵	派遣地に行かず敵軍の侵入を許した、監視の目が欠け敵軍が侵入した	法により罪を決める	
71	辺地巡検門第21条第3項	巡検の列を領する者 (=話を流す所の者、夜禁頭監)	官を有する者	敵軍が侵入して逃げた	罰馬1	
72	辺地巡検門第21条第3項	巡検の列を領する者 (=話を流す所の者、夜禁頭監)	兵人	敵軍が侵入して逃げた	13杖の杖刑	
73	辺地巡検門第22条	話を流す所の者、夜禁頭監	話を流す所の者、夜禁頭監	担当区域で西夏領から逃亡者が出ていくのを通過させた	1000人以上で4年の徒刑	人数毎に徒刑の規定有り
74	辺地巡検門第22条	話を流す所の者、夜禁頭監	話を流す所の者、夜禁頭監	逃亡者が逃げたのを見つけたが、明らかに自分が原因ではなく逃走できない	功も得ない罪も得ない	
75	辺地巡検門第25条	辺境に居住する遊牧家族	辺境に居住する遊牧家族	農牧をする者が敵地に入って敵軍に捕まった	先に連ねた法に従う	
76	辺地巡検門第26条	軍佐将、辺防使、哨頭監	軍佐将、辺防使、哨頭監	遊牧家族が地図を渡すのを見聞していたのに報告しない、敵が侵入したのに監視の目が欠け畜・財が敵に渡る	値段によって罪のランクを等しくさせる	辺地巡検門第2条に準ずるか？
77	辺地巡検門第27条	要所主で哨頭監	哨頭監	吐蕃・回鶻・韃靼・女真から遊牧する者が入ってきて領内に留まる	6カ月の徒刑	
78	辺地巡検門第27条	要所主	哨兵	吐蕃・回鶻・韃靼・女真から遊牧する者が入ってきて領内に留まる	3カ月の徒刑	
79	辺地巡検門第27条	要所主で佐将、首領	官を有する者	吐蕃・回鶻・韃靼・女真から遊牧する者が入ってきて領内に留まる	1官落とす+罰馬1	
80	辺地巡検門第27条	要所主で佐将、首領	官を有しない者	吐蕃・回鶻・韃靼・女真から遊牧する者が入ってきて領内に留まる	13杖の杖刑+罰馬2	
81	辺地巡検門第27条	要所主で辺防使	辺防使	吐蕃・回鶻・韃靼・女真から遊牧する者が入ってきて領内に留まる	2官落とす+罰馬3	
82	辺地巡検門第27条	刺史	刺史	吐蕃・回鶻・韃靼・女真から遊牧する者が入ってきて領内に留まるのに巡視しなかった	罰馬2	
83	辺地巡検門第27条	統正副で辺に在る者	副行統	吐蕃・回鶻・韃靼・女真から遊牧する者が入ってきて領内に留まる	1官落とす+罰馬2	
84	辺地巡検門第27条	統正副で辺に在る者	正統	吐蕃・回鶻・韃靼・女真から遊牧する者が入ってきて領内に留まるのを防ぐための指揮をしない	1官落とす+罰馬1	指揮管理ができていれはとがめない
85	辺地巡検門第27条	習判	習判 (副行統と同等)	吐蕃・回鶻・韃靼・女真から遊牧する者が入ってきて領内に留まる	1官落とす+罰馬2	統正副が京師に帰っている場合監軍司が責任を負っているため
86	辺地巡検門第27条	監軍	監軍 (正統と同等)	吐蕃・回鶻・韃靼・女真から遊牧する者が入ってきて領内に留まるのを防ぐための指揮をしない	1官落とす+罰馬1	統正副が京師に帰っている場合監軍司が責任を負っているため
87	敵軍走門第1条	辺防使、曠野堡頭監、城将、佐将	辺防使、曠野堡頭監、城将、佐将	「告げる者」を違わしたのに行っておらず、敵軍が侵入してきた	哨頭監・監視の目が欠けた場合と同等の罪	「告げる者」を違わしていた場合は無罪。辺地巡検門第5条参照。
88	敵軍走門第1条	城巡検、通判、副佐将	城巡検、通判、副佐将	「告げる者」を違わしたのに行っておらず、敵軍が侵入してきた	哨兵の監視の目が欠けた場合と同等の罪	「告げる者」を違わしていた場合は無罪。辺地巡検門第5条参照。

89	敵軍走門第3条	遠方の巡検をする哨頭監	遠方の巡検をする哨頭監	要所を主る者が任務を果たしている(敵の侵入を通告した)のに、監視の目が欠け、土地や堂屋に侵入された	監視の目が欠けた場合と同等の罪	辺地巡検門第5条参照。
90	敵軍走門第4条	追撃する者	大頭監	逃亡者や敵軍が侵入し、追撃したが、(何らかの物品を)破損した、または10人以上侵入されて破損した	罰馬1	破損した程度毎に徒刑の規定有り
91	敵軍走門第4条	追撃する者	兵人	逃亡者や敵軍が侵入し、追撃したが、(何らかの物品を)破損した、または10人以上侵入されて破損した	13杖の杖刑	破損した程度毎に徒刑の規定有り
92	敵軍走門第5条	軍佐将、盈能	軍佐将、盈能	敵軍が侵入し、侵入して家畜・人を奪った	1000人以上で6年の徒刑	人数毎に徒刑の規定有り 家畜・人を奪わないなら無罪
93	敵軍走門第5条	辺防使	辺防使	敵軍が侵入し、侵入して家畜・人を奪った	1000人以上で5年の徒刑	人数毎に徒刑の規定有り 家畜・人を奪わないなら無罪
94	敵軍走門第5条	副行統	副行統	敵軍が侵入し、侵入して家畜・人を奪った	1000人以上で4年の徒刑	人数毎に徒刑の規定有り 家畜・人を奪わないなら無罪
95	敵軍走門第5条	正統	正統	敵軍が侵入し、侵入して家畜・人を奪った	1000人以上で3年の徒刑	人数毎に徒刑の規定有り 家畜・人を奪わないなら無罪
96	敵軍走門第6条	辺防使、曠野堡頭監	軍佐将、辺防使	監視の目から敵の侵入が報告されたのに、全く追撃しない	5年の徒刑	人数が少なく追撃不可能であった場合無罪
97	敵軍走門第6条	哨兵たちの監視の目	軍兵	敵の侵入を報告しない	1年の徒刑	
98	敵軍走門第7条	統正副	正統	敵の侵入があったのに追撃に行かない別の人を遣わさない、侵入された地・田野を視察しない	1年の徒刑	
99	敵軍走門第7条	統正副	副行統	敵の侵入があったのに追撃に行かない別の人を遣わさない、侵入された地・田野を視察しない	2年の徒刑	
100	敵軍走門第7条	正統、副行統	正統、副行統、辺防使	遠くまで追撃することを議論したのに怠けた、命を惜しんで敵と戦おうとしない	先に連ねた方に従う	正統より1段階罰を下げる
101	修城応用門第6条	城将、城巡検、通判	城将、城巡検、通判	城の修造をしない、浅い濠しか掘らない	30緡以上の損害で官を失う	官が多ければ職を失い、労役で代替する場合は官と匹敵させる
102	修城応用門第7条	城将、城巡検、通判	官を有する者	城を塗泥しなくてはならないのに全くしないため、建築工を1~30人使った	罰馬1	
103	修城応用門第7条	城将、城巡検、通判	兵人	城を塗泥しなくてはならないのに全くしないため、建築工を1~30人使った	13杖の杖刑	
104	修城応用門第7条	城将、城巡検、通判	城将、城巡検、通判	城を塗泥しなくてはならないのに全くしないため、建築工を100人使った	1年の徒刑	31~100人までで人数毎に徒刑の規定有り
105	修城応用門第8条	城将、城巡検、通判	城将、城巡検、通判	城を放棄して戦う、点集しない(字の欠損あり)	偷盜法を適用	
106	修城応用門第10条	監軍司の習判、経略司の説勾	監軍司の習判、経略司の説勾	城主、司が点集を行った報告書を正月5日までに経略司の所に送り、経略使は期限内に極密に報告書を提出する。経略司・極密に報告せねばならないのに、報告しない。	罰馬1	
107	修城応用門第10条	都案	都案	城主、司が点集を行った報告書を正月5日までに経略司の所に送り、経略使は期限内に極密に報告書を提出する。経略司・極密に報告せねばならないのに、報告しない。	7緡の罰銭	
108	修城応用門第10条	監軍司の検勾	監軍司の検勾	城主、司が点集を行った報告書を正月5日までに経略司の所に送り、経略使は期限内に極密に報告書を提出する。報告がない場合、1カ月以内に遅延理由を報告せねばならないのに、報告しない。	1官落とす+罰馬1	
109	修城応用門第10条	(経略司の)都案	(経略司の)都案	城主、司が点集を行った報告書を正月5日までに経略司の所に送り、経略使は期限内に極密に報告書を提出する。報告がない場合、1カ月以内に遅延理由を報告せねばならないのに、報告しない。	1官落とす+罰馬1	
110	修城応用門第12条	城将、城巡検、通判	官を有する者	管理する城の点集をし、防衛に必要な物品を修造せず、そのことを複数回指摘されているのに、監軍司に報告しない	罰馬1	
111	修城応用門第12条	城将、城巡検、通判	兵人	管理する城の点集をし、防衛に必要な物品を修造せず、そのことを複数回指摘されているのに、監軍司に報告しない	13杖の杖刑	
112	修城応用門第12条	城将、城巡検、通判の部下で管理する人	城将、城巡検、通判の部下で管理する人	管理する城の点集をし、防衛に必要な物品を修造せず、そのことを複数回指摘されているのに、監軍司に報告しない	10杖の杖刑	

(2) 監軍司の役人 監軍・習判・刺史

監軍司の属官である「監軍」「習判」^⑫等が関連する辺防上の職務は、点集の報告書を上級官司に送付する（用例106）ことにある。ただし、統正副不在時の責任は、それぞれ監軍が正統と、習判が副行統と同等とされ、軍事行動に全く従事しなかったわけではない（用例85・86）。刺史は、統正副と同じく、西夏領内に留まる非西夏人の巡視を職務としている。[佐藤2003: 225]が印・牌・兵符の取り扱いに関連し「監軍司と密接に関わり合っている」と指摘するが、この巡視業務も監軍司と関わりのある職務の具体例に挙げられると考えてよいであろう。

(3) 辺防使^⑬・曠野堡または城堡頭監・軍佐将

彼らの職務は、敵の侵入阻止（用例96）、西夏人及びその所属物を護る（用例38・39）、侵入情報の連絡（用例87）、担当する区域の住民管理（用例1・43）、点集の実施（用例31）などである。国境地帯の巡視は巡検隊を構成する哨頭監・哨兵が担当したが、辺防使や堡頭監・軍佐将は国境侵入行為への軍事的対応と、住民の管理を行っていた。国境侵入行為に関しては、正統の指揮下に入ったと考えられる（用例79・81・84）。

(4) 城将・城巡検・通判

「大城」と称される拠点に配置された職である。辺防使・堡頭監と同じ職務としては、大城を守ること（用例18）、担当する住民管理（用例1）、侵入情報の連絡（用例87）、点集（用例110）がある。しかし、敵の侵入行為への対処に関連する規定は見当たらない。城将・城巡検・通判のみに規定される職務は城の保全・保持（用例101・102）、及び防衛物品の管理（用例110）である。つまり、彼らの職務は、主として兵站業務であると言ってよい。なお、有事の大城防衛では、軍佐将・小首領・房将・尾迫・正軍・輔主・寨婦などが指揮下に入ったものと考えられる（用例19～24）。

(5) 小首領・房将・尾迫

小首領・房将・尾迫については、『天盛』巻6を扱った[大西2016]に専論があり、20人以上の部隊を指揮する部隊長であることが判明している。巻4では、有事に拠点「城」防衛の指揮下に入るが、平常時の軍事的職務への言及はない（用例21～23）。また、曠野堡の責任者や軍佐将といった職に任せられ派遣される点（用例5）は重要である。既に[大西2016:15]に指摘されるように、小首領・房将・尾迫は、盈能・副隊長・行将与称される軍職に出世するルートがあった。このうち、盈能は軍佐将与同列と見なしうるため（用例92）、大西の指摘を裏付ける内容となっている。小首領・房将・

^⑫ 「監軍」は監軍司の長官と次官、「習判」は4等官を指す[佐藤2003: 225]。刺史は、監軍司に併置される職名で、地方官司の監察を担った[佐藤2003: 224-225]。なお、表にある「都案」は官司の書記官であり[佐藤2003: 213]、用例107・109に挙げられるように、点集を報告する文書書記及び（期限を守るように）文書の発出を行うことが職務内容に含まれたと考えられる。

^⑬ 辺防使は、監軍司の習判の中から任命される（『天盛』巻4「辺地巡検門」第28条）が、本稿では職務内容によって分類分けをしたため、監軍司の役人とは別とした。

尾迫が、小規模ながら部隊長であるにも関わらず、防衛に関しては大城守備の指揮下に入る点が明文化される一方、国境侵入者への対応に関する条文では言及されない点は重要である。表の内容からは、拠点防衛戦への人材供給源としての面が読み取れる。

(6) 正軍・輔主（・寨婦）

正軍・輔主・寨婦は、堡などの防衛拠点に派遣され（用例9）、曠野堡・城堡頭監の管理下にあった（用例1）。寨婦は女性兵士であったと主張する論考もあるが、『天盛』巻4ではそのような事実は読み取れない。正軍・輔主をまとめて「軍兵」という言葉で表しており、辺防体制の中では一般兵士の階層にあたる。賄賂に関する禁令が多い点を考えると、賄賂を拠点管理者に渡して職務から逃れようとする者が相当数いたことが想定される。

(7) 哨頭監・話を流す所の者・夜禁頭監・哨兵

巡検隊を構成する職名である。[小野2021]に論じたように、国境地帯の侵入者に対応するため担当区域を巡視し、敵と見なされる侵入者に対して対処・追撃の任務を負っていた（用例63・66など）。巡検隊の周囲には「検肋計者」と漢語訳できる情報伝達を任務とする人々がいた（用例58）。巡検隊同士も相互に連絡を取り協力し合うことが義務づけられていた。

以上（1）～（7）の概要をまとめる。（1）（2）は地方官司の上級職であり、特に（1）は、国境防衛に関して軍事的指揮者の位置にある。（3）（4）は拠点防衛職と言えるが、（4）は兵站業務を担当する面が大きい。（5）は拠点防衛職に人材を供給する役割をもつ名称、（6）は一般兵士で軍抄を構成する人々、（7）は巡検体制に関わる職である。

3. 「軍 gja¹」とは何か

3. 1. 西夏人の3つの身分—「駁官 tsjiir¹ ⑭」「戮職 tśju¹ ⑮」「羈軍 gja¹」

本節では、前章で作成した表をもとに、西夏人の持つ3つの身分について述べる。

本来、処罰は職にともなう職掌内容の不履行或いは違反に対して執行されるのが一般的であり、第2章第1節で示した【構成例1】がこれに該当する。例えば【史料2】のような例である。

⑭ 『夏漢』No.2975。形音義の解説は、[史・白・黄1983: 311] [『夏漢』: 256] [『韓詞典』7巻 p.51]を参照した。字の形は、No.3865 𐰇「爵」の右半分を偏とし、No.2262 𐰇「飛ぶ」の左端の要素を旁として組み合わせたと説明される。ただし『文海』の字形説明は簡易的なもので不明なものも多く、当該の文字の説明も得心のいくものとは言えない。発音は、反切に関する記載に基づけば、声母 ts- と韻母 -jiir¹ を組み合わせ、tsjiir¹ と再構成される。字義は、『文海』に「(当該字)は、勢言である、爵位の謂いである。」と説明されていることから、爵位を意味する「官」とすることができる。本論文においては、字義である漢字・漢語「官」と再構成音 tsjiir¹ の組み合わせで示す。

⑮ 『夏漢』No.1736。形音義の解説は [史・白・黄1983: 143] [『夏漢』: 289] [『韓詞典』6巻 p.385]を参照した。まず字の形は、No.1183 𐰇「事、任」の左半分を偏とし、No.5593 𐰇「観、看」の左半分を旁として組み合わせている。発音は、反切に基づき、声母 tś- と韻母 -ju¹ を組み合わせ、tśju¹ と再構成される。字義は「(当該字)は局分である、作為である、做し作るの義である。」と説明される。本論文では、後述するように「実際の職」を意味すると考えられるため、漢字・漢語「職」と再構成音 tśju¹ の組み合わせで示す。

【史料2：大城守放門第5条 (Tang.55, No.157第25葉 (版心第40葉) 右頁第3行～第8行) (用例29)】^⑥
 一、**A** 大城の中にある城将・城巡検・通判・辺防使・曠野保頭監等 が、**B** 有する局分の中の
 正副佐将・大小の軍首領等をでたらめに遣わして賄賂を取る (場合) は、**D** 1～3人まで (の場合)
 13杖の杖刑、職を失ってはならない。4～7人まで (の場合) 13杖の杖刑、職を失わせよう。8～10
 人まで (の場合) 6カ月の徒刑。10人以上 (の場合) 一律に1年の徒刑、軍を失ってはならない。(後
 略)

一方、【構成例2】は「Aという職にある者がBという行為を犯した結果、Cという身分に基づいて処罰される」と捉えられる。【史料3・4・5】がこれに当たる。

【史料3：大城守放門第1条 (Tang.55, No.157第22葉右頁第6行～左頁第3行) (用例18～24)】^⑦
 一、大城を守る者を一城毎に遣わす時、**A** 城将・城巡検・通判 で **B** 城を放棄することを謀る
 等 (の場合) 、(城将・城巡検・通判で) **C** 官を有する者・有しない者、および **A** 城内にい
 る正副佐将 の中で **C** 官を有しない者 は、**D** 一律に剣を以て殺す。その中の **A** 正副佐将
 で **C** 官を有する者 は、**D** 官・職・軍を皆落とし失わせ、12年の徒刑とする。

【史料4：辺地巡検門第12条 (Tang.55, No.157第2葉 (版心第17葉) 左頁第1行～第3葉 (版心第18葉)
 第4行) (用例52～56)】^⑧

一、**A** あらゆる巡検隊 は、居住するそれぞれの梁上のあらゆる巡検隊と哨肋計者の所で、連絡
 を生じよう。その中で巡検し合った同地に遣わす時、哨肋を計る者は迅速に管理する者それぞれに
 報告しよう。**B** もし巡検を遣わしたことを知りながら報告しない (場合)、及び哨肋を未だ計ら
 ず、連絡を取る者を未だ遣わさない (場合、或いは) 遣わしたことを未だ知らない (時) 等停滞が
 未だ生じていない (場合)、即ち **A** 哨頭監 で **C** 官を有する者 は
D 罰馬1。**C** 兵人 は **D** 13杖の杖刑とする。(後略)

【史料5：棄守營壘城堡溜等門^⑨ 第7条

^⑥ [史・聶・白2000 (以降『中国語訳』と称す) : 198] 及び [Кычанов 1987 (以降『ロシア語訳』と称す) : 118] に該当する。

^⑦ [[『中国語訳』 : 197] [『ロシア語訳』 : 第203条, pp.115-116.]。

^⑧ [[『中国語訳』 : 203-204.] [『ロシア語訳』 : 第220条, p.124.]。「哨頭監」は、『中国語訳』では「検主管」、『ロシア語訳』では「警備隊長 (начальник караула)」、官は「位 (ранг)」と訳されている。

^⑨ 表では「棄守門」の略称を使用した。

(Tang.55, No.157第19葉 (版心第35葉) 右頁第3行～第8行) ²⁰

一、**A** 曠野堡・城堡をつかさどる者・軍佐将等 の中で、**C** 大小の首領・房将・尾迫等 が、**B** 自ら謀って曠野・城堡、軍溜等を放棄して行かない(場合)、**D** 1～10日までは13杖の杖刑。10～20日までは3カ月の徒刑。20日～1カ月までは6カ月の徒刑。1カ月以上は一律に1年の徒刑、軍を失ってはならない。 期間が終われば旧により行かせよう。その中で官を有すれば除く、すなわち官と匹敵させよう。

本来、処罰は【史料2】のように、職掌内容の不履行を行った者に対して行われるべきである。つまり、表では行為者と処罰対象の根拠となる身分、言い換えれば職名が一致し、A=Cとなることが妥当である。【構成例1】 = 【史料2】の場合、Cは明記こそされていないが、Aに含意されていると判断することができ、A=Cの関係が成立する。またA≠Cとなった場合でも、AとCが統属関係にある場合、すなわち上司と部下の関係である場合、責任問題が上官或いは逆に部下に及ぶ点は特に不思議ではない²¹。

ところが、【史料3・4・5】のように、同一の人物を指しているにも関わらず、AとCの身分名称が異なる場合、1人の人間が同時にAとCの身分を帯びていることになる。これらの身分として考えられるのは、条文中に出てくる官 tsjiir¹・職 tsju¹・軍 gja¹という3つである。

これらは、西夏人が軍事体制の中に組み込まれる際に1つ以上保有した身分である。例えば、西夏語軍事法典『貞観玉鏡統』(以降『貞観』と称す)と『天盛』巻4の軍事関連条文には、【史料6】のような条文がある。(下線は筆者による。)

【史料6：『貞観』第4「進勝篇」第8条 Tang.59, No.7766 (新No.291) 第5葉左頁第1～8行】

一、私人が敵と戦闘中戦う(時)、未だ自ら進軍していないのに、軍影を見るを以て敵軍がそれ(自分たちを見たこと)に従って逃げた(という事例)は、「軍唇をくじく」という(功績)の中には数えない。軍統・行将等の目の前で率先して戦闘し、自ら進んで軍唇をくじいて、甲冑人馬旗鼓金等7種、□500種以上を手に入れば、軍唇□□□□500種以上を手に入れば軍唇をくじく□□□数える。私人の中で移ろうとして兵人が軍唇をくじく□□官・軍・賞賜を得よう²²。

²⁰ 『中国語訳』：194-195。『ロシア語訳』：第195条, p.112。『ロシア語訳』では「大小首領・房将・尾迫等」を先頭の主語の位置に置き、「上級・下級の軍将校たち(армейские офицеры: младшие и старшие)」とまとめて表現されている。文中の「期間」は徒刑期間を指す。2訳書とも、「旧により」という表現は、処罰期間が終われば派遣以前の元の配置場所に派遣される意と解釈されている。

²¹ 実際に、【史料2】の「大城を放棄する」という処罰対象行為は、大城防衛に関連する職が全て処罰対象となった。

²² 【史料6】は、[小野2010: 115-116, 133-134]を改めた。□は葉がちぎれ、字が欠損していることを表す。

前掲【史料3】でも「官・職・軍を皆落とし失わせよう」とあることから、官 *tsjiir*¹・職 *tšju*¹・軍 *gja*¹は、西夏貞観3 (1103) 年に成立した『貞観』と45～65年ほど後に成立した『天盛』に共通して出現する身分と言える。【史料6】は、「私人」と漢字訳される、西夏軍の軍階階層の中でも最も低い位置にいる兵士²⁸が戦功を挙げた際に与える論功行賞について規定された条文である。さらに、「兵人」は官 *tsjiir*¹を持たない正規兵の名称であるから、官 *tsjiir*¹・職 *tšju*¹・軍 *gja*¹という身分は、西夏中期の軍事的役割を担う人々、具体的には拠点防衛の責任者から軍事階層の末端である一兵士にまで保有されるということになる。これは軍事制度内における立場としての官 *tsjiir*¹・職 *tšju*¹・軍 *gja*¹が西夏人全般に適用されることを示す。『天盛』が政府制定の綜合法典である点を考慮すれば、政府が西夏人を官 *tsjiir*¹・職 *tšju*¹・軍 *gja*¹を与えることによって西夏社会の中に位置付けようとしているとも言えよう。

これらの身分については、先行研究で以下のように議論されている。

官 *tsjiir*¹については、西夏語文献「官階封号表」が部分的に残されており、この文献を利用した研究に基づいて「爵位」とする解釈が一般的である [佐藤2003: 203] [史2007: 306]。官 *tsjiir*¹は【史料3】にも示されるように、持っている場合と持っていない場合があり、罰則が異なる。

職 *tšju*¹については、実際に就いている職を指すとされる [佐藤2003: 226] [史2007: 306]。[高2021: 26-31] では、唐代の職事官と同じものであるとした上で、官司内の実職を指す場合と、官司より上位に置かれ実務のない虚職を指す場合の2種類に分類する。

軍 *gja*¹については、【史料3】に対する『ロシア語訳』: 116 では、「軍での勤務 (службы в армии)」としているが、[史2021: 40] では、「西夏の軍人身分である「軍」は軍籍に記載された内容からわかる」、つまり軍籍に書かれている立場を「軍」と見做す。[翟2019] では「「軍」は軍籍あるいは軍中の職である」とする [翟2019: 174] 解釈と、「軍籍のことである」 [翟2019: 209] とする解釈が見える。

以上のように、官 *tsjiir*¹・職 *tšju*¹・軍 *gja*¹は、西夏人に関わる身分として研究上重要であると考えられることと、指し示す内容が概ね明確になっていることを示した。しかし、まだ幾つかの点で議論の余地があると思われる。1つ目は、軍事制度を考察する上で重要である軍 *gja*¹²⁹の解釈が確定していない点が挙げられる。2つ目は、残存する史料の性質により西夏政府の設定する官制の上

²⁸ 「私人」については、現在残る『貞観』の文献内では4箇所しか言及がない。情報量が少ないが、上級指揮官の私兵と考えられる [小野2010: 116]。【史料6】のように法典類に規定が掲載されるということは、公式の戦闘員として扱われていたことになるが、『天盛』巻4では出現しない名称である。

²⁹ 処罰内容の中で最後まで「失わない」のが軍 *gja*¹であるから (用例15・29など)、3つの身分のうち、最も重視されたのは軍 *gja*¹であると思ふ。 [翟2019] も、罪を犯した時に優先される処罰対象として「職、官、軍職」の順番であったと指摘する。 [翟2019: 197] では、罰として職が最も先に削られ、次に官が下降させられた理由として、国民皆兵であった西夏では戦争があれば官と賞を得られる機会があり、職は官階と軍職と同じではなく、政府機構の有限な職位であったから、と述べる。しかし、辺防体制内で職をまず先に削るのは、職務違反行為を行ったため職に相応しくないという理由で職を取り上げる判断をすると解釈した方が自然である。

位と考えられる身分については詳細な検討が為されているが、西夏人の大部分を占める軍制階層の中・下位が有する身分に対して検討が少ない点である。

3. 2 官tsjiir¹

官tsjiir¹は、表を見る限り、職務行為者をしめす分類Aの枠には皆無である。むしろ、分類C処罰対象の根拠となる身分として認識されている。第2章で区分した(3) 辺防使・堡頭監・軍佐将(用例3・4)、(4) 城将・城巡検・通判(用例102・103)、(5) 小首領・房将・尾迫(用例23)、(7) 哨頭監(用例52・53)といった職については「官のある者」「兵人(官の無い者)」という区分が付けられているから、少なくとも拠点責任者や部隊長クラスでは、官tsjiir¹の身分を持つことは必須ではないことが分かる。官tsjiir¹への言及がない(1) 統正副・(2) 監軍司の役人は、上位階層にあたり、官tsjiir¹の身分を取り上げる対象にできない可能性がある。逆に(5) 哨兵・(6) 正軍・輔主は本来官tsjiir¹を持つことができる階層ではないと考えられる。

官tsjiir¹の性質を考える参考として、西夏に隣接する北宋王朝の官制を取り上げてみる。宋代官制では、官制の内に組み込まれた人が寄禄官・差遣(・職)を保有する点が明らかとなっている^⑤。寄禄官は品階と俸給を表すものであり、差遣と相互に関連し合っている。先に述べたように西夏の官tsjiir¹は爵位と考えるのが一般的であり、宋王朝の寄禄官とは異なるものである。さらに、漢語「爵」は、その品や位と連動して封ぜられるものであるが、辺防職の官tsjiir¹の保有の仕方を見る限り、必ずしも職位とは連動していない。官は、君主から臣下への礼遇を示し、宋朝の勲・爵・功の封号と類似するとの指摘もある[翟2019: 186-187]が、辺防職という中央政府から距離のあるレベルの人々の官tsjiir¹の有無は、別のルールに依って与えられるものと解釈する方が妥当である。

3. 3 軍gja¹

本節では、軍gja¹とは何かを考察する。また、軍gja¹を明らかにしていく過程で、職tsju¹についても言及し、第2章で整理した辺防職を、職tsju¹と軍gja¹に区分していく。

表から、職tsju¹・軍gja¹の剥奪が想定されているのは(3) 辺防使・堡頭監・軍佐将クラス、(4) 城将・城巡検・通判クラス、(5) 首領^⑥・房将・尾迫のクラスである。

^⑤ [宮崎1992(初出1963)], [梅原1985]。なお、これら宋王朝を対象とした研究の中で、「職」とは「館職」を指すものであり、本論内における西夏の職tsju¹とは本質的に異なるものである。

^⑥ [佐藤2009: 17] [小野2010: 114] で言及されるように、首領は30~60抄、小首領・房将・尾迫は20抄を率いる部隊長であった。なお、軍首領は有事に軍抄を率いて集まることとなっており[佐藤2009: 18]、他に部隊規模も一致することから、『貞観』と『天盛』の「首領」は同一の身分を指すものと考えられる。首領は率いる人数によって正・権と小に分かれるが、ここでは「首領・房将・尾迫」という分類として扱う。ただし、軍首領に関しては、軍籍作成義務を負っており、職tsju¹・軍gja¹双方の側面を持つ特殊な身分と言える。この点は今後の課題としたい。

まず、これら以外の辺防職に職^{tšju}¹・軍^{gja}¹の剥奪が設定されない理由を検討する。(1) 統正副や(2) 監軍司の役人は職位の中で上位に属するため、職^{tšju}¹と軍^{gja}¹は安易に取り上げられない。また、分類D処罰内容を比較すると(用例81・83)、辺防に関わる統正副や監軍司の役人は、辺防使・城将・小首領などより責任・処罰が軽く規定される傾向にあり、職^{tšju}¹・軍^{gja}¹を取り上げるに至らないという点が指摘できる。つまり、上級職に在る人間には職^{tšju}¹・軍^{gja}¹の剥奪という罰を適用しにくい規定となっている。一方、辺防を担う身分として最大数かつ最底辺にある(6) 正軍・輔主、(7) 哨兵には軍^{gja}¹を取り上げる規定がない(哨頭監を除く)。また、「辺地巡検門第1条」(用例32~35)は巡検隊が巡検を行うにあたり、最も基本的な処罰対象行為を挙げているが、官を持たない者への処罰として職^{tšju}¹の剥奪はあるが、軍^{gja}¹への言及はない。

それでは、軍^{gja}¹とは何か。先行研究では「軍とは軍籍身分を指す」ものとされているが、そもその前提として軍籍に記載された身分は取り上げることが可能なのか。

軍籍には、主に「正軍」「輔主」いずれかの身分が記録されている。軍籍文書の解読結果をまとめた〔佐藤2018〕〔佐藤2019〕〔史2021〕を参照すると、軍籍には、軍籍報告者となる軍首領と、軍首領が率いる軍抄に属した正軍・輔主の人名が記録されている^㉞。軍首領については、西夏政府が公式に与えた「地縁に基づく集団の長」かつ部隊長の身分にあつて、軍籍作成などを行う〔佐藤2019: 21〕ため、別とする。よって本稿では一般兵士である正軍・輔主身分を考察対象とする。

軍籍に記載された「正軍」「輔主」身分は、それを帯びた人から「取り上げる」ことができたのか。筆者の結論を言えば、【史料1】のように西夏では全成人男子を兵役に充てるわけだが、軍籍上の身分を抹消することは兵役対象外とすることとイコールとなるため、軍籍上の身分を抹消したとは考えがたい、ということになる。理由の1つ目は、部族影響下にあった軍抄構成に影響を及ぼす規定は部族の反発を招く可能性があるため、軍籍上の身分は本人死亡まで保持されたと考えるのが妥当である^㉟からである。2つ目は、刑罰を軽減する条文に軍籍を元に戻すという文言が見当たらないからである。西夏では、庶人が無期徒刑(=生涯本来の居住地に帰れない)などに処せられ配所で軍役に充てられる事例も存在する〔島田2003: 24〕。無期徒刑であれば、同時に軍^{gja}¹を取り上げる罰則の適用があってもよいレベル(用例20、ただし城将などの場合)であるが、軍功として与えられるのは刑期を半減することであり、軍籍を復するという言及はない〔小野2010: 116〕。徒刑の一環として軍役に充てられる点を考えれば、徒刑に処せられることと軍籍を失わないことは矛盾しない。以上の理由から、軍籍に搭載された身分は基本的に取り上げられることはないと考えてよい。

更に、【史料7】を挙げ、世襲の面から職^{tšju}¹・軍^{gja}¹を検討する。

^㉞ 西夏の軍籍の書式や作成法は〔佐藤2018: 43-47〕参照。

^㉟ 〔佐藤2019〕によれば、本人死亡後も軍需物資を調達するために軍籍に記録が続けられた。

【史料7：『天盛』巻6 官軍勅門第1条 [史・聶・白2000: 353]】

一、国内の官・軍・抄等は子孫の中で、大姓は世襲してよいが、小姓は世襲を許さない。(後略)

【史料7】で注目すべき点は、世襲の対象として職 tsju¹の名称が上がっていない点である。つまり、職 tsju¹は「本人の適性または血縁以外の何かを考慮して授けられる、世代を超えないもの」である。一方、大姓に限るが、官 tsjiir¹・軍 gja¹（と配下の抄）は世襲が可能である。ここでの「軍」は「軍団」を意味しない。それは「抄」という語に含まれているとみるべきであろう。このように考えれば、軍 gja¹は軍事上の身分であることになる。更に先行研究に従い「軍」の部分に「正軍または輔主」を代入しうるかと考えてみよう。後続する世襲対象が「抄」であることを考えると、「(軍抄たちと同列となる)軍抄内での身分や軍抄たちなどを世襲する」とするよりは「(軍抄を指揮できるような)軍事上の身分や軍抄たちを世襲する」と解釈する方が自然である。

【史料6】に現れる「私人」も、西夏の成年男子である以上既に軍籍に登録されているはずだが、既に正軍または輔主身分を持つ人に「戦功によって正軍または輔主を与える」とすると齟齬が生じることになる。【史料6】の「軍」も軍籍とは別の身分を指すと考える方が妥当である。

つまり、軍 gja¹は先行研究が指摘する軍籍上の身分を示すものではなく、軍抄を率いることができ、世襲が可能でありながら違反行為を犯した場合は保持することが不可能となる軍事上の身分を指すものと理解した方が適切である。

では、軍事上の身分とは何を指すのであろうか。筆者は、首領・房将・尾迫が該当すると考える。その理由は次の3点が挙げられる。

第1に、正軍・輔主を率いる身分として、首領・房将・尾迫が考えられる。軍抄を率いる者は、軍籍を作成し挙兵に際して軍抄を率いる軍首領 [佐藤2009: 18]、または実戦部隊における首領（正・権と小の別あり）・房将・尾迫といった部隊長である。つまり、【史料7】の軍 gja¹とは、具体的には首領・房将・尾迫といった部隊長を指す。

第2に、本章第1節で条文を分類した際のAとCの不一致での用例を挙げる。条文の多くはA=Cの関係が成立しているが、一方A≠Cとなった場合、統属関係にある場合を除き、Cの分類には官 tsjiir¹の有無もしくは小首領・房将・尾迫しか入らない（【史料5】）。小首領・房将・尾迫は官 tsjiir¹ではないし、職 tsju¹でもないから、残る軍 gja¹の身分を罰則根拠としたと考えられる。

第3に、辺防職の中で軍 gja¹にあたる名称を特定すると、小首領・房将・尾迫に行き着く点が挙げられる。(1) 統正副および(2) 監軍司の役人といった軍事的指導者、(3) 辺防使・堡頭監・(4) 城将・城巡検といった拠点防衛責任者や(7) 巡検隊を率いる哨頭監は実際の職務を伴うから、職 tsju¹の範囲に入る。(6) 正軍・輔主は軍籍に搭載される身分であり、終身その身分を保持したとおぼしいから官 tsjiir¹・職 tsju¹・軍 gja¹のいずれにも該当しない。(7) 哨兵は、巡検隊を構成する一員であるから、実際の任職を伴っており、職 tsju¹としてよい。一方、(6) 小首領・房将・尾迫は、

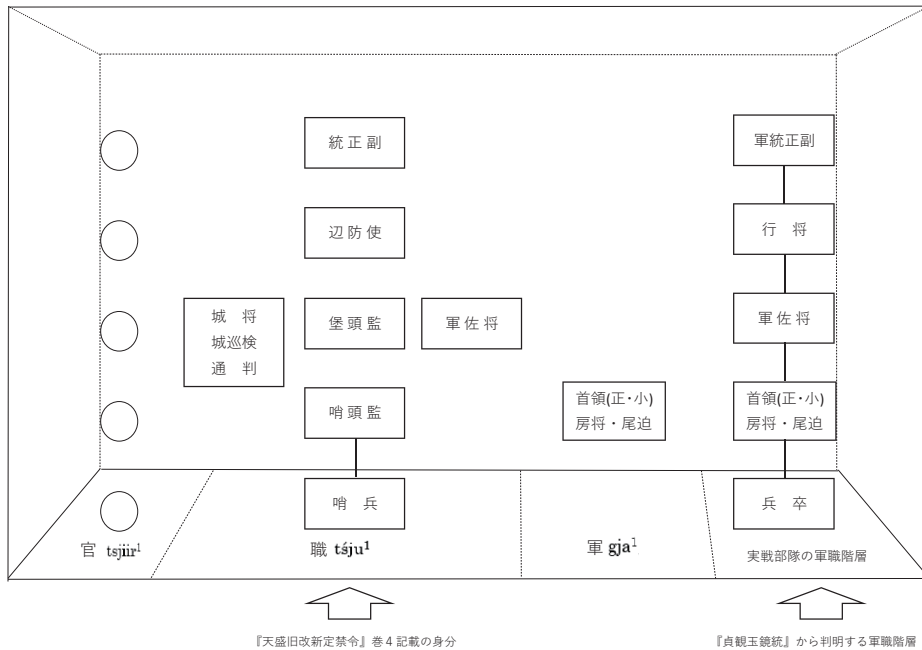
堡頭監への人材供給源ではあるものの、具体的な辺防に関する職務は「大城を守る」を除いて言及がない。またこの名称は官 *tsjiir*¹ にも当たらない。以上の点を総合して考えると、辺防体制の中で軍 *gja*¹ が具体的に指すのは、軍抄を指揮することができ、官 *tsjiir*¹・職 *tsju*¹ でもない、小首領・房将・尾迫である。

先に、軍 *gja*¹ は3つの身分の中で最も重いことを述べた。[大西2016: 2, 13] は、小首領・房将・尾迫が、部族長レベルに位置する「一族の父」の影響下に任命された点を指摘する。最後まで軍 *gja*¹ が「失うことがないように」と規定される理由に、地方を安定させる目的があったことは想像に難くない。地方統治の面からも、軍 *gja*¹ を小首領・房将・尾迫とすることは適切である。

以上を総合すると、軍 *gja*¹ とは軍事上の身分であり、具体的には小首領・房将・尾迫を指す。

3. 4 西夏人の身分の様相

筆者は以前、実戦に関わる軍職階層について論じた [小野2010]。これは西夏の軍事体制の中で、非常時における身分階層を明らかにしたものであったとも言える。本稿では、平常時における軍事特に辺防関連から西夏人の身分の一端を明らかにした。これまで明らかになった内容から、西夏人が軍事関連の身分を複数保持して社会に存在していた具体的様相を明らかにすることができる。例えば、西夏人 X は、官 *tsjiir*¹ は持っていないが、曠野堡の頭監職 *tsju*¹ を務めると同時に、部族内では首領の身分 (軍 *gja*¹) にあり、非常時には配下の軍抄達を従えて軍佐将の指揮下に入ることになっている、というパターンである。X の生業は、頭監ということになる。



*□内は、『貞觀玉鏡統』及び『天盛旧改新定禁令』巻4に記載された身分である。
 *□と□をつなぐ実線は、条文内容から明らかに統属関係にあることを示す。

図 西夏人の持つ身分の様相

上図「西夏人の持つ身分の様相」は上記の内容を立体的に表したものである。図の右端に位置する階層は、[小野2010: 127] に示した附表「西夏の軍職体制」で『貞觀』に現れた軍職上の階層である。『貞觀』から判明するのは5層の軍事階層のみである。一方、左から3つの階層は、『天盛』巻4から見えた官 tsjiir¹・職 tsju¹・軍 gja¹を示している。1つの身分は、史料によって見え方が異なる。例えば、首領・房将・尾迫は『貞觀』では小規模部隊の隊長として認識されるが、『天盛』から見れば平常時は軍 gja¹という身分で、別に官 tsjiir¹・職 tsju¹の身分も持つ可能性がある。複数の史料を組み合わせることで、西夏人の有した複数の身分及び階層構造を明らかにすることができる。

4. おわりに

ここまでの分析・検討を通して明らかになったことは、以下の3点にまとめられる。

(1) 『天盛旧改新定禁令』巻4内の边防職を整理した。統正副は軍事的指揮官である。边防使・堡頭監等は国境地帯の人の出入の管理、侵入者への対応などの職務、城将等は兵站業務、哨頭監・哨兵は巡検任務を担った。首領・房将・尾迫は拠点責任者に人材を供給するグループである。正軍・輔主・哨兵は、边防体制の中で最大多数の下位階層である。

(2) 条文を分類すると、行為者と処罰対象の根拠となる身分にいくちがいが見られ、1人が複数

の身分を保持していたことが明確になった。

(3) 官 tsjiir¹・職 tsju¹・軍 gjia¹の3つの身分のうち、軍 gjia¹は軍事上の身分を指す。『天盛』巻4に出てくる具体的名称は首領・房将・尾迫である。

今回の検討は、巻4という狭い範囲に限ったものであるが、なお他巻の例を交えれば、より精度の高く、かつ適切な比較材料となる。また、他巻に登場する「使軍」という軍事に関連する身分などについても検討することで、より詳細な軍制が判明すると考えられる。

なお、西夏文字および西夏語の解釈に関して東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所教授荒川慎太郎氏よりご教示を頂いた。ここに感謝の意を表する。

<参考文献>

史料

i. 西夏語史料

東洋文庫所蔵「東洋文庫収集サンクトペテルブルグ所蔵敦煌等文献マイクロフィルム」西夏語部分

Tang.55, No.157 (『天盛』巻4部分)

『俄藏黒水城文献⑧』1998, 上海古籍出版社

ii. 漢語史料

(元) 脱脱等 1985 『宋史』中華書局

iii. 工具書

『夏漢』: 李範文編 2008 『夏漢字典』(修訂版) 中国社会科学出版社

『クチャーノフ辞書』: Кычанов, Е. И. (составитель), Аракава С. (со-составитель) 2006

СЛОВАРЬ ТАНГУТСКОГО (СИ СЯ) ЯЗЫКА;

Тангутско-русско-англо-китайский словарь, Kyoto, Faculty of Letters,

Kyoto University.

『韓詞典』: 韓小忙編著 2021 『西夏文詞典 (世俗文献部分)』1~9巻, 社会科学出版社

A. 日本語文献

荒川慎太郎 1997 「西夏語通韻字典」『言語学研究』第16号, pp.1-151.

2014 『西夏文華嚴經の研究』松香堂

岩崎 力 2018 『西夏建国史研究』汲古書院

梅原 郁 1985 『宋代官僚制度研究』同朋舎

- 大西 啓司 2016 「『天盛旧改新定禁令』に見られる「一族の父」」『東洋史苑』第88号, pp.1-16.
- 小野 裕子 2008 「西夏文軍事法典『貞観玉鏡統』の成立と目的及び「軍統」の規定について」
荒川慎太郎・高井康典行・渡辺健哉編『遼金西夏研究の現在(1)』, pp.70-100.
- 2010 「西夏の軍職体制に関する一考察－軍事法典『貞観玉鏡統』の諸条文をもとに－」
荒川慎太郎・高井康典行・渡辺健哉編『遼金西夏研究の現在(3)』, pp.107-134.
- 2021 「西夏の巡検制度－『天盛旧改新定禁令』巻4「辺地巡検門」中の12条を中心に－」『岡山大学社会文化科学研究科紀要』第50号, pp.179-197.
- 金 成圭 2000 『宋代の西北問題と異民族政策』汲古書店
- 佐藤 貴保 2003 「西夏法典貿易関連条文訳註」『大阪大学21世紀COEプログラム インターフェイスの人文学 文学研究科・人間科学研究科・言語文化研究科2002・2003年度報告書3 シルクロードと世界史』大阪大学21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」, pp.197-255.
- 2007 「西夏の二つの官僚集團－十二世紀後半における官僚登用法－」『東洋史研究』66(3), pp.34-66.
- 2009 「西夏語文献における「首領」の用例について－法令集『天盛禁令』の条文から－」『環日本海研究年報』16, pp.12-24.
- 2018 「カラホト出土軍籍から見た西夏王国国境地帯の状況」『比較文化研究年報』第28号, pp.43-57.
- 2019 「カラホト出土軍籍から見た西夏王国国境地帯の状況(Ⅱ)－虚偽記載とその背景－」『比較文化研究年報』第29号, pp.59-72.
- 2020 「榆林窟第29窟供養人像に見る西夏の河西回廊支配」『比較文化研究年報』第30巻, pp.23-43.
- 島田 正郎 2003 『西夏法典初探 東洋法史論集第八』創文社
- 西田 龍雄 1966 『西夏語の研究』Ⅱ 座右宝刊行会
- 2012 『西夏語研究新論』松香堂
- 武宇林・荒川慎太郎主編 2011 『日本蔵西夏文文献』上・下, 中華書局 北京
- 古松 崇志 2020 「10～12世紀ユーラシア東方における「多国体制」再考」『唐代史研究』第23号, pp.14-40.
- 宮崎 市定 1992 「宋代官制序説－宋史職官志を如何によむべきか－」『宮崎市定全集 10宋』, pp.246-319. (初出 佐伯富編1963『宋史職官志索引』東洋史研究会)

B. 中国語文献

- 陳炳應 1995 『貞觀玉鏡将研究』寧夏人民出版社
- 高 仁 2021 「西夏“職”体系再探析」杜建録主編『西夏学』第22輯（2021年第1期），pp.19-39.
- 龔焯城 2002 『西夏語文研究論文集』中央研究院語言学研究書籌備處
- 史金波 2007 『西夏社会』上下，上海人民出版社
- 2021 『西夏軍事文書研究』甘肅文化出版社
- 史金波・白濱・黄振華 1983 『文海研究』中国社会科学出版社
- 史金波・聶鴻音・白濱 2000 『中華伝世法典 天盛改旧新定律令』法律出版社
- 翟麗萍 2019 『《天盛律令》職官門整理研究』上海古籍出版社
- 張多勇 2015 「西夏監軍司的研究現状和尚待解決の問題」『西夏研究』2015第3期（総第23期），pp.14-20.
- 王天順主編 1998 『西夏天盛律令研究』甘肅文化出版社

C. ロシア語文献

- Кычанов, Е.и 1987 *Измененный и заново утвержденный кодекс девиза царствования Небесное процветание (1149-1169) 2. Издание текста, перевод с тангутского, исследование и прнмечания Е.И. Кычанова. В 4-х книгах. 、Наука、Москва*

